

( 1 ) 合併の方式

合併の方式は、編入合併とする。

( 2 ) 市の名称

合併の方式が編入合併であるので、合併後の市の名称は上尾市とする。

( 3 ) 市役所の位置

合併の方式が編入合併であるので、合併後の市役所（本庁）の位置は、現上尾市役所とする。

( 4 ) 合併の期日

改正後の合併特例法の期限内（平成18年3月31日まで）とする。

( 5 ) 財産の取扱い

桶川市及び伊奈町の財産は、合併後の市に引き継ぐものとする。

( 6 ) 地域審議会の取扱い

地域審議会の取扱いについては、桶川市、伊奈町の意向を踏まえて検討するものとする。

( 7 ) 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、合併の方式が編入合併であるので、桶川市、伊奈町の意向を尊重して協議するものとする。

( 8 ) 地方税の取扱い

- 1 合併後の市税の税率は、桶川市、伊奈町と協議の上、決定するものとする。
- 2 合併特例法第10条第1項の規定の適用について要請のある場合には、適用することを前提に協議を行うものとする。

( 9 ) 合併特例債の取扱い

合併特例債の取扱いについては、魅力あるまちづくりを基本に、各地域の均衡ある発展に資するよう配慮するものとする。

( 10 ) 旧市役所・旧町役場の取扱い

旧市役所・旧町役場の取扱いについては、桶川市、伊奈町の意向を尊重して協議するものとする。

( 11 ) 市民生活に直結する重要事項について

先進的な市民サービスについて、合併後速やかに各地域で実施することができるよう努めるものとする。